

中区公告第 84 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、高齢者の医療の確保に関する法律第 112 条及び地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 6 月 / 2 日

横浜市中区長 永井 由香

送達を受けるべき者	氏名又は名称	佐藤 良男 他 2 件（別紙のとおり）
送達する書類名	後期高齢者医療保険料納入通知書 令和 8 年度 4 月、5 月発送分	
<p>（注意）</p> <p>地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。</p>		

後期高齢者医療保険料納入通知書
令和8年度4、5月発送分 公示送達(別紙)

No	氏名
1	佐藤 良男
2	向山 尚武
3	高城 信夫
4	
5	
6	
7	